

## [事案 2024-263] 告知義務違反解除取消請求

・令和8年1月20日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

右足関節臼骨折で入院したため、令和5年10月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、解除を取り消して入院給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、一連の手続において、申立人から骨折や手術について聞かされておらず、認識していなかった。
- (2) 申立人には、乗換に伴うデメリットを説明した「乗換契約に該当するお客様へ」と題する書面に署名いただいている。
- (3) 担当者は、申立人に対して親族の同席について提案しており、高齢者募集ルールの点でも違反は認められない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。